

平成30年度第8回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成30年12月21日（金） 10時00分開会 11時30分閉会

2 場 所 倉吉市 倉吉シティホテル

3 出席者

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 常設審議委員 | 20名／16名（出席者は別紙名簿のとおり） |
| (2) 鳥取県経営支援課
総合事務所農林局 | 栃本課長、中西課長補佐、岡本係長
(東部) 吉尾主事
(中部) 前田係長
(西部) 平田主事 |
| 南部町農業委員会 | 亀尾事務局長補佐 |
| 湯梨浜町農業委員会 | 藤井事務局長 |
| 岩美町農業委員会 | 前田局長補佐 |
| 倉吉市農業委員会 | 森石事務局長、隅主任 |
| 智頭町農業委員会 | 米本事務局長 |
| 農業農村担い手育成機構 | 漆原参与 |
| (3) 事務局 | 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐、
谷口課長補佐 |

4 開 会（倉益事務局長）

おはようございます。

平成30年度第8回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数の報告をいたします。本日は20名中16名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

5 上場会長挨拶

ご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。

11月29日の全国農業委員会会長代表者集会、12月5日の農業委員会特別研修大会にご参加いただき厚くお礼申し上げます。

研修大会を受けて琴浦町農業委員会では12月の定例総会で農業委員会憲章の唱和の提案があり、1月から実施することになりました。

車会長も三朝町の報告を聞き非農地化を進めたいということで、米子の法務局に行かれましたが、これでは駄目と言われ、どうしようかと相談がありました。研修大会を受けて、一つずつ新しい取組が始まろうとしています。

県再生協議会総会では米の作付けが決まりました。作付け面積が1割減ったと報告があったが、どこの市町村が減ったのか解析できていません。我々農業委員会は農地白書を作って、田畑の面積を把握することにしております。県とも相談し、解析していきたいと思っています。

昨年は常設審議委員会でもめました。開催日が議会の委員会と重なり、経営支援課長の出席ができませんでしたので、4月から開催日をずらしました。栃本課長さんにも今日はご出席いただいております。

法令の柱は県という立て付けにしました。件数が少ないということもありますが比較的順調な運営になりました。

宿題は、鳥取の砂利採取の話で、遊休化した農地を一時転用した後、どこまで農地に戻すのか、という課題があります。また、集落接続では、集落接続と言いながら若干、隙間があった時に、市町村でその差があるので、県として一つの基準が必要としてご検討いただいております。県については年明けまでにご検討いただきますようお願いいたします。

農業委員会の仕事は農業者年金など多岐にわたりますが、昨年より少し前進したと思います。1年間お世話になりました。

来年度予算は前年並みと思うが制度改正があります。消費税に關係して特定農作業受委託の制度が変わりそうとか、中間管理事業の5年見直しでは、人・農地プランの実質化や認定農業者の認定方法が変わったり、手続きが簡素になったり微妙に変わってきますので、事務局の説明会を通じて周知を図って参りたいと思います。

鳥取県の中間管理事業の実績はここ3年と同じペースで進んでいます。県の推移は、件数は増え、面積は減りましたが、水田の区画による影響であります。大山町は減り、鳥取市は増えました。

今年1年を振り返り、従前は農業会議会長は非常勤で事務局任せであり、東京が言ったことを市町村へ下ろすということでありました。昨今の状況は市町村が行うことをサポートするというので、現場のことが分かっていないと仕事ができない。加えて土地改良区やJAなど横の連携が必要であります。また、仕事の点で滞りがあったので、綱紀肅正するという意味で職員に注意を与えます。

いろいろございますけど、来年もご活躍を期待しています。

6 議事録署名委員の決定

議長 八頭町の横山委員さんと、琴浦町の福田委員を予定していましたが、(上場会長) 福田委員さんが欠席です。事務局提案してください。

事務局 同じ中部の、三朝町の山本委員さんをお願いします。

議長 八頭町の横山委員さんと山本委員さんよろしくをお願いします。

7 報告事項

(1) 先月の農地転用許可の状況について

県経営支援 (資料1により説明。)

課

議長 11月までの結果では西部が165件、中部が76件、東部が74件だが、意見聴取は第1種農地が多い中部が多くなっています。西部の件数が多いのは住宅が建ったりかもしれませぬ。非農地化していくのは4条、5条だけではないので、田畑がなくなっていく面積の集計をしてほしい。

市街化区域は届出でできるから、鳥取市、米子市がどうなっているのか見たいので、検討し報告してほしい。

県経営支援 大事な問題であると思いますので、整理のやり方など検討させていただいて、早めに整理していきたいと思います。

(2) 社会福祉法人の農地利用の課題について

湯梨浜町農 (資料2により説明。質疑なし)

業委員会

議 長 先月の審議において転用については異議はないが、付帯要件として3条許可についての説明を求めることとさせていただいていました。それについての説明でした。

8 審議事項

(1) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

議 長 報告は倉益局長からお願いします。

事務局 (資料3により、農業委員会総会付議事案(平成30年12月)を説明。)
(農地法第4条は、意見聴取事案なし)
(農地法第5条は2件の意見聴取あり、30aを超える説明事案は1件で、岩美町の事務局が事案説明資料により説明。その他の事案1件は事務局が一覧表により説明)

【岩美町の事案】

山脇委員 埋立は真砂土、山土とあるが、山土はどのようなものか。

岩美町農業
委員会 確認していません。

山脇委員 各市町村にひな形が配ってあり、赤と青で用水、排水を示すようになっているが、6ページの土地利用計画図の中で汚水から下水道管は分かるが上水道の線はどれですか。

前に、7ページの造成計画断面図だったら水道管は青丸、下水道管は赤丸とすれば、皆さんがよく分かるだろうと事務局に通知されたと思いますが、これには書いてない。事務局はどのような指導をされましたか。

事務局 上水道の図面は、元の資料にはありましたが、資料が重複すると思い農業委員会と協議し外してしまいました。

山脇委員 外した理由を教えてください。

議 長 私の方から、もっともな質問です。埋立の土については、前回もあったが、真砂土の砂採り場の許可はどうかという質問もありました。これからは規模の大きいものは、土をどこから採るのかきちんと確認したいと思います。様式は作りましたがチェックリストが作ってないので、形はできたがチェックが甘いということです。図面の方は定型的にしたのですが、何が無いといけないというチェックリストを作るということを示しておきたいと思います

山脇委員 真砂土は山から採るので、山土の表記はおかしい、真砂土だけの表記で良いと思う。

議長 そこは確認します。次回以降のためにチェックリストを作ります。
質問を一つします。地権者が不在地主であります。農地が今どう使われているのかという記述が様式にありません。今現在がどうなのかという記述がありません。このように住宅に囲まれて不在地主になっていたり、相続がしてなかったりするものが、どこにでもあり、だんだん荒れてきて、売れば大変結構なんです、売れなくて皆困っています。農業委員さんが巡回して、山の中なら非農地化もありますが、こういう場所を非農地判定できませんし、皆が気がかりになっています。従いまして、説明では近所の人野菜を作っており、遊休農地でないと書いてありますが、それがきちんとした基盤法による利用権設定なのかヤミ小作なのか、作業委託なのか、農業委員さんの関わりが書いてないので、宅地で売ればよいのですが、一時転用の場合、これをどう戻すかが問題になりますので、分かる範囲で誰がどう頼んで、どうしておられたのか今の状況を教えてください。

岩美町農業委員会 3,000㎡すべて畑作物を作っていませんで、一部の土地で近所の方が地権者に断って野菜を作っていたということで、利用権設定はなされていなかったというのが事実です。作物を作っていなかった部分について草刈りをやっていたのかどうかの確認は取れていません。野菜が植えられていないところについては、草刈りの管理はされていたので、遊休農地と捉えていませんでした。

議長 ここは鳥取市の砂採りの話と同じことでもあります。立地基準だけでみて良いですよとなりますが、元々の農地の使い方について、農業委員さんがきちんとしてないと、どうしてもよいとなってしまいます。農業委員会だよりを通じてヤミ小作は駄目ですよとか、きちんとしてないと駄目ですよということが徹底していないと、一事が万事ですから、そこは岩美町さんが改善される必要があると思いますので、転用のことはそれとして平素の農地の利用点検は改善していただくようお願いしたいと思います。事務局ももう少しそこが分かるような様式にしていきたいと思います。
他に意見、質問がありますか。

横山委員 農業委員会の関わり方で、岩美町さんが現地確認された時に、各委員さんがそれについて、質問・意見があったと思います。そのあたりを参考に、その話をされることも重要だと思います。
私のところも、4条転用で駐車場にしたいという話がありましたが、鳥取市に出ておられる方で、現状を見て必ずしも4条でなくて非農地の対応でできる場面もあると思いますので、農業委員会はどのような方法で対応するのが適切であるかということを考えられることも大事なことと思います。

議長 以前、太陽光発電の大きな事案が岩美町から出ましたが、元々そこがA判定かB判定か質問したところ、分からないことがありました。ここで、議論した時に転用でなくB判定であったということで差し戻しの経

過があります。横山委員の発言を含めまして、岩美町の事務局には足場を作ってほしいと思いますので、農業会議の方も会長、会長職務代理と一緒に議論してもらいたいと思います。

【北栄町の事案】

恩田副会長

審議の時に間違いやすい図面は出してほしくない。
集落接続の考え方について、この場合はどういうふうに考えているか。

事務局

集落から65m離れている場所であり、山陰道の国道9号線の工事用地があり、完全にこれの南側とは分断されているので、集団性の農地とも考えられないということで、集落の範囲内と考えています。

恩田副会長

65m離れていたら集落接続と認められるのかということですが、今後、65m離れていたら集落接続と認めるということで間違いがありませんか。

事務局

これは、距離ではなくて、その土地の周辺の状況において、ここは砂地が底地の田であり、田としての生産性が低く集団性もわずかであるが、周辺の畑地と併せると集団性が認められるので第1種農地としているが、周辺の状況から見て、集落接続と考えてよいのではないかと考えて、認められるものではないかとしました。

恩田副会長

第1種農地とは、優良な農地でこれから守っていかないといけない農地であります。生産性の悪い農地と言われましたが、いい加減なことを言わないで下さい。

事務局

第1種農地の区分の中に、基盤整備が入っており、生産性の高い農地もありますが、10haという農地の広がりだけで第1種農地とする国の運用があり、そこを避けて通れずやむを得なく第1種農地としている農地であるということです。

議 長

第1種農地の定義ですが、10haの広がりがある農地というだけで、広ければ、使い便利がよいという、やむを得ない規定であります。米子の水鳥公園の内浜産業道路と中海の間が、広い水田でセイタカアワダチソウとヨシであります。圃場整備もしてなくて、何もできないですが、これが第1種農地です。従って、第1種農地というのは面積のくくりですから、その中にはいろいろなものが含まれているということをご理解いただきたいと思います。

この事案を集落接続と見るかは、大変難しいものです。従いまして、所々の事情があるにしても一定の方針がないと、65mがよいのに30mは駄目かという意見が出てきます。よって、県の方で、国と相談いただいて、なるべく早く我々に、その根拠を示していただきたいということがあります。

その根拠がない中で、この事案を審議するかどうか、できるかどうかになります。各事案の中でこれを集落接続と見るかの判断は各農業委

員会が最初になります。北栄町は周辺を含めて、こういう場合だったらいいじゃないかという判断であると思います。ここに意見聴取する意味は、南部町や智頭町、倉吉市から見たら、それでよいのかという意見があつて当然だと思いますから、ここで審議されるわけです。従つて、満場一致で駄目だとか良いとか、多数決で決を採ることになるかもしれません。

恩田副会長 数年前に、第1種農地は農振から外したらいけないと言われ、3年間待った。南部町は待たせて北栄町は許可するという形で、南部町も掘ってみたら良い土地でなかった。南部町の時是不許可、農振を外したらいけないと言われ、この北栄町は外してもいいです、ということがあつてはならないでしょう。

5、6年から7、8年前のことです。これは森井さんでしたよ。

議 長 それは不許可になつたの。

恩田副会長 申請を出したらいけないということで3年待ちました。3年経ったらよろしいということでした。おかしいでしょう。議事録に書いてありますので立証はできます。

議 長 その当時、私はいなかったかもしれないので覚えがありませんが、ようするにいけないという指導があつたが、3年経ったらよくなつたということですか、これは調べて見て、当然、他の事案も調べてみた上で県の指針に反映させてもらいたいと思います。

恩田副会長 それが事実だったら、誰が責任をとられるんですか。

議 長 結論はどうなつたんですか。3年経ったら許可されたんですか。

恩田副会長 許可されたけど、3年間、持って遊ばれたんですよ。その責任は誰がとられるんですか、最高責任者の知事さんですか。

議 長 ここでは調べることができないので、経過をまた報告するということがよいですか。
他に、質問意見ありますが。

(意見なし)

(採 決) 他に意見がないので、農地法第5条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮つたところ、岩美町の案件は、山土の確認をし農業会議に報告するという付帯事項をつけて異議なしとする。北栄町の案件は、過去の経過が分かっていないので、結論は1ヶ月先送りさせていただいて、それまでに県から基準を示してもらい、事務局が過去の経過も判断して次回にご議論いただき結論を出すとする。

9 情報提供

(1) 農業委員会運営の相互研究について

事務局 (資料4により説明。質疑なし)

(2) 農業委員会だより全国コンクール県代表選考結果について

事務局 (資料5により説明。質疑なし)

(3) 農業委員等の綱紀粛正について

事務局 (資料6により説明。質疑なし)

(4) 本会職員の懲戒手続きに関する取扱規程等の制定について

事務局 (資料7により説明。質疑なし)

(5) 鳥取県農業経営者サポート協議会について

事務局 (資料8により説明。質疑なし)

議長 サポート協議会について若干補足をさせていただきます。JAと協力し相談活動を行います。相談所は法人化を進めるわけではない。国の方針は法人化を進める方針ですが、法人になった場合が良い場合もあるし、家族経営のままの方がよい場合もある。経営内容を考え、まずは資金繰りを良くしたほうが良いなど、今のままで良い場合もある。中身を教えていく組織であります。

認定農業者の中できちんとしている認定農業者はどれくらいなのか。営業利益が出ていない者もいる。従業員が10人以上いれば就業規則を作り周知しないといけないが、それがしてないとか問題がいっぱいある。放置しておけば、JAの方に債務がたまったり、農地が訳が分からなくなるのがあったりで問題が発生しますので、そこを誰かが支えようとするものです。

農水省は厳しい指導をしており、やる気のある県はサポートする、やる気がないならしなくてよいといっている。各県の対応はいろいろです。普及所は今までは技術指導が中心だったため、経営の観点が弱いので、一昨日、研修をさせていただきました。非常には良い研修だった。この取組は2から3年かかるが、鳥取県の普及員が変わっていく一歩になると思いますので暖かい目で、励ましをもらいたいと思います。

(6) 中国四国ブロック稲作経営者現地研究会の開催について

事務局 (資料9により説明。質疑なし)

(7) その他

車委員 非農地化の法務局の扱いが、鳥取と米子で違っているようで、米子で出来ないと言われた、対応は一緒じゃないと困るが、どうなのか説明してください。

事務局 12月5日の特別研修大会で三朝町さんから利用状況調査を実施し非農地通知したものについて地方税法の規定に基づいて法務局に一括申請されたという説明をいただきました。

その後、日野町から相談がありまして米子の法務局管内では、通常の地目変更の登記申請の場合と同じように一筆ごとの現場写真を提供してもらわないと駄目ですよと言われた、と聞きました。12月11日に県経営支援課と私が鳥取法務局の総括主席登記官と面談し、取扱いが違うことを話したところ、当初のとおり市町村の方で農地ナビや水土里ネットの航空写真でもって位置や地番が明らかに分かるものをつけてもらえばよいので、米子の方で取扱いが異なるのであれば、本局からその趣旨の徹底を図りたいということでした。

事前に、法務局と市町村が協議される場合には、私共に声をかけてもらえば説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

議長 簡単に言えば鳥取と米子とやり方が違っていた。鳥取が本局ですので米子を指導しますということです。

今度、米子に行かれる時に■■■■も県も一緒に行かれますからということです。

10 その他

(1) 次回開催予定

事務局 次回は、1月22日(火)10時から、湯梨浜町の水明荘で開催します。

議長 では以上で、会を終了します。